

第17 予防規程制定・変更認可申請

(法第14条の2第1項、危険物令第37条、危険物規則第60条の2、第62条及び昭和40年11月2日自消丙予発第178号)

1 予防規程制定・変更認可申請に必要な書類

- (1) 予防規程制定・変更認可申請書（危険物規則様式第26）
- (2) 当該認可を受けようとする予防規程

2 予防規程作成単位

同一事業所内に複数の予防規程作成施設が存在する場合は、個々の施設ごとに作成するのではなく、事業所単位に該当する全ての施設（該当しない施設も加えることが望ましい。）を網羅した予防規程とすること。

3 内容の具体性

予防規程の内容は、できるだけ具体的に記載することが望ましいが、綿密かつ詳細なものまで要求しているのではなく、個々の作業にわたる基準や防災計画まで記載するようなことは避け、従業員等に対して火災予防上の指針となる事項を概括的に記載すること。

4 予防規程制定・変更認可申請書の記入方法

- (1) 予防規程制定・変更認可申請書の宛先、申請者、設置者及び設置場所の欄は、第5、4(1)設置・変更許可申請書記入方法及び記入例によること。
- (2) 複数の予防規程作成施設が存在する場合には、製造所等の別、貯蔵所又は取扱所の区分、設置の許可年月日及び許可番号、危険物の類、品名（指定数量）、最大数量、指定数量の倍数の欄は、代表的な施設を記入し、その他の施設については、これらの項目を一覧表にしたものを添付すること。

5 記載事項

危険物規則第60条の2で規定する全ての事項について記載するものとするが、軽微な施設については、その一部を省略することができること。

6 他法令の適用を受ける危険物施設に対する取扱い

他法令の適用を受ける危険物施設に対する取扱いは、次によること。

- (1) 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第10条第1項の規定による保安規程を定めている製造所等及び火薬類取締法（昭和24年法律第149号）第28条の規定による危害予防規程を定めている製造所等は、予防規程を定めなければならない製造所等から

除外されているが、法第16条の5の規定に基づき当該事業所で定めた保安規程又は危害予防規程の提出を求めること。

- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく保安規程の適用を受けている危険物施設については、当該保安規程の認可に影響を与えないように考慮すること。

7 その他

予防規程の認可基準は、第2章第2節第3「予防規程制定・変更認可申請に関する認可基準」による。